

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府による国内空路移動規制の変更
(運輸省通達の発出))

令和3年10月30日
在スラバヤ日本国総領事館

●10月28日、インドネシア運輸省は国内空路移動規制を変更する通達を発出しました。

●国内空路移動に必要な条件が変更され、ジャワ・バリ外の地域間で行われる国内線による空路移動では、最低1回のワクチン接種証明書及び出発前3×24時間内に検体採取したPCR検査の陰性証明書又は出発前1×24時間以内に検体採取した迅速抗原検査の陰性証明書が必要とされました。

1. インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、10月27日付け通達(第21号追加通達)を発出し、州・県・市の境を越える国内移動への規制の変更を再度発表したところですが、その内容を受けて、10月28日、運輸省は、国内空路移動規制を変更する運輸省通達(第93号)を発出しました。この通達による変更は、10月28日から適用され、追って定められる期限まで有効とされています。

2. この運輸省通達により、国内線による空路移動の際に求められる条件が10月27日付の新型コロナウイルス対策ユニットの追加通達の内容から更に変更されました。具体的には、ジャワ・バリ以外の地域間の国内線による空路移動では、PCR検査の陰性証明書に代えて、抗原検査の陰性証明書が使用できるとされました。10月27日付け追加通達の内容については、10月28日の当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100253407.pdf>)を参照してください。

国内線による空路移動の際には、ルートに応じて以下の書類の提示が必要となるとされています。

(1) 離発着共にジャワ・バリ以外の地域である国内線による空路移動(条件に変更あり)

最低1回のワクチン接種証明書及び出発前3×24時間内に検体採取したPCR検査の陰性証明書又は出発前1×24時間以内に検体採取した迅速抗原検査の陰性証明書

(2) それ以外の国内線による空路移動(離発着いずれかがジャワ・バリ内、又はジャワ島内やジャワ・バリ間の移動)(条件に変更無し)

最低1回のワクチン接種証明書及び出発前3×24時間内に検体採取したPCR検査

の陰性証明書

3. なお、国内線の利用にあたってアプリ「Peduli Lindungi」の使用が求められる点やワクチン接種証明書提示義務の例外については、従来の規定から変更はありません。なお、アプリ「Peduli Lindungi」は頻繁にエラーが生じているとの情報に接していません。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。国内線フライト等公共交通機関の利用条件については、航空会社や公共交通機関に照会してください。
(了)